

燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の
一部改正について

燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成
19年燕市条例第26号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の
一部を改正する条例

燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年燕市条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営
に関する条例

第1条中「基づき、」の次に「燕市議会議員及び」を加え、「(以下「市長の選挙」という。)」を削る。

第2条中「市長」を「燕市議会議員及び燕市長」に改める。

第4条中「7円51銭を」を「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。)第109条の8で定める額を」に、「、7円51銭」を「、同条で定める額」に改める。

第5条中「7円51銭」を「施行令第109条の8で定める額」に改める。

附則第2項中「市長」を「燕市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。